

VII 大学のガバナンス改革に関する 学校教育法改正について

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について(概要)

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

改 正 案	現 行
第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 ⑤ ⑩ （略） 第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ④ 副学長は、学長の職務を助ける。 ⑤ ⑩ （略） 第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。 （新設） ② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

改正案	現行
（役員の任命） 第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。 2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。 一・二 （略） 3 6 （略） 7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。 8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。 9 （略） （経営協議会） 第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事及び職員 三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学	（役員の任命） 第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。 2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。 一・二 （略） 3 6 （略） 7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。 （新設） 8 （略） （経営協議会） 第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事及び職員 三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学

（傍線部分は改正部分）

3 に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 4 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。 5 6 (略)	(教育研究評議会) 第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事 三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員	3 前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長(同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、当該副学長(当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)を評議員とする。 4 5 6 (略)	(経営協議会) 第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 機構長
3 に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 4 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。 5 6 (略)	(教育研究評議会) 第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事 三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員 (新設)	3 4 5 (略)	(経営協議会) 第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 機構長

4 5 6 (略)	3 機構長が指名する理事及び職員 三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の 者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有 するもののうちから、次条第一項に規定する教育研 究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員で なければならぬ。	二 機構長が指名する理事及び職員 三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の 者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有 するもののうちから、次条第一項に規定する教育研 究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの
4 5 6 (略)	3 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数 の二分の一以上でなければならぬ。	二 機構長が指名する理事及び職員 三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の 者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有 するもののうちから、次条第一項に規定する教育研 究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの

大学における内部規則・運用見直しチェックリスト(学校教育法の改正関係)

	チェックポイント	具体的な確認事項	確認にあたっての留意事項
①	教授会の必置 (第93条第1項関係)	◆教授会が必置の機関とされているか。	※第93条第1項は、改正前に引き続き、教授会を必置とするものである。
②	学長の最終的な決定権の担保 (第92条第3項、第93条第2項、第3項関係)	◆校務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されているか。 ◆国立大学や法人化された公立大学については、教育公務員特例法に基づいて教授会に権限を認める規定が、改正法の趣旨に反するようないか。	※学長の最終的な決定権が担保されていることが必要。学長が判断の一部を教授会等に委任することは、学長に最終的な決定権が担保されている限り、法律上禁止されるものではないが、教授会の判断が直ちに大学の判断となり、学長が異なる判断を行う余地がないような形で権限を委譲することは、法律の趣旨に反する。 ※国立大学及び法人化された公立大学については、法人化以降は教育公務員特例法で定められた教員の選考等に関する規定は適用されないことを踏まえ、内部規則の適切な総点検・見直しを行うことが求められること。
③	重要事項に関する意思決定手続 (第93条第2項関係)	◆「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」「前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が決定を行うに際して、教授会が意見を述べることで、どのように担保されているか。	※左記の事項については、今回の法改正によって、学長が決定を行うに際して、教授会が意見を述べることでとされたことから、相応の内規の整備が求められる。
		◆「前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」が、適切に定められているか。現時点で定められていない場合には、どのような形で定める予定か。	※学長による定め方は、学長裁定や学長決定など様々な方法が考えられる。 ※学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて定めること。その際、教授会の意見を参酌するよう努めること。ただし、具体的にどのような事項について教授会の意見を聴くこととするかは、学長が、各大学の実状等を踏まえて判断すべきこと。
④	教授会の審議機関としての性格 (第93条第2項、第3項関係)	◆教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にあることが、どのように担保されているか。 ◆教授会における「議決」や「決定」が、大学としての最終的な「議決」や「決定」とは異なるものであることを周知するために、実効性のある方策が行われているか。	※「審議」とは、字義通り、論議・検討することを意味し、決定権を含まないものではない。 ※規定上の個別の文言のみで判断すべきではなく、内部規則相互の上下関係・優先関係を確認し、全体をわかりやすく体系化した上で、学長の校務に関する最終決定権が内部規則全体の体系の中で担保されるようにすること。 ※教授会が学長等に意見を述べる際には、教授会として何らかの決定を行うことが想定されるが、教授会の決定が直ちに大学としての最終的な意思決定とされる内部規則が定められている場合には、法律の趣旨からして適切ではなく、学長が最終決定を行うことが明らかとなるような見直しが必要である。
⑤	教授会の審議事項 (第93条第2項、第3項関係)	◆法律上、教授会の審議事項が、「教育研究に関する事項」であることを周知するために、実効性のある方策が行われているか。 ◆教員人事のうち、①「教員の教育研究業績の審査」については教授会などの教員組織において行われるべきであるが、②「教員ポストの配置」については、学長又は設置者が全学的な視点から判断すべきものであることを周知するために、実効性のある方策が行われているか。	※法律上、教授会の審議事項は、「教育研究に関する事項」であることであり、これらの事項の中には、経営に深く関わる事項が含まれる場合も考えられるが、教授会は、あくまでも教育研究に関する専門的な観点から意見を述べること。 ※教員人事については、①教員の教育研究業績の審査(選考)と、②教員ポストの配置(配置)、に分けて考えることが必要であり、前者(①)については教授会などの教員組織で審議されるべきだが、後者(②)学長又は設置者が全学的な視点から決定すべきである。ただし、「教員ポストの配置」について、学長又は設置者が、教授会の意見を聴くことを妨げるものではない。

※「内部規則(内規)」＝各大学において定められるルールの総称。学則、規則、規程、(学長・学部長)決定、など、大学によって様々な名称や体系性に基づく内規が設けられている。

大学における内部規則・運用見直しチェックリスト（国立大学法人法の改正関係）

	チェックポイント	具体的な確認事項	確認にあたっての留意事項
①	学長選考の基準の策定 (第12条第7項)	◆学長選考の基準に、「学長に求められる資質・能力」、「学長選考の手続・方法」に関する具体的な事項が盛り込まれているか。	※具体的な基準については、各大学の特性やミッションを見通した上で、主体的に判断しつつ、各大学が学長選考を開始する時期までに策定する必要がある。なお、「学長に求められる資質・能力」については、基準本体に根拠となる規定を設けた上で、基準本体とは別の文書として作成することも妨げられない。
		◆「学長に求められる資質・能力」については、各大学の特性やミッションを踏まえた上で、可能な限り具体的に示されているか。	※各大学の学長選考会議において、学長選考が開始される時期までに、十分な議論等を行い設定される必要がある。
		◆「学長選考の手続・方法」については、意向投票の取扱、学長選考会議自らが主体的な選考に当たって必要な情報を得ることができるとような具体的な方法が盛り込まれているか。	※学長選考会議による学長候補者の推薦への関与、学長候補者の所信表明の機会の設定やヒアリングの実施、質問状の公開などが考えられる。
		◆教職員による意向投票を行っている場合、当該投票の結果に、過度に依存した選考方法となっていないか。	※意向投票を実施するか否か、仮に実施する場合にその結果をどのように取り扱うかについては、学長選考会議の判断によるものであるが、学長選考会議が、学内だけでなく社会の意見を学長選考に反映させる仕組みとして設けられた法律の趣旨に鑑みると、投票結果をそのまま学長選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内の意見に偏るような選考方法は、学長選考会議の主体的な選考という観点から適切なものとは言えない。
②	学長選考の基準の公表 (第12条第8項)	◆学長選考会議によるこれらの事項の公表は、ホームページへの掲載その他の適切な方法において行われているか。	※学長の選考手続が、大学のミッションに照らして、適切に行われたかどうかを広く社会に知らしめることにより、「社会からの信頼と支援の好循環」を確立することや、学長選考会議自らがより適切に説明責任を果たすことが期待される。
③	学長選考の結果その他 の他文部科学省令で定める事項の公表 (第12条第8項)		※文部科学省令で定める事項としては、①学長選考会議が、選考した学長を適切と判断した理由、②学長選考会議において行われた選考の過程、について国立大学法人法施行規則において規定する。
④	その他	◆学長選考会議は、選考した学長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うこととされているか。	※学長選考会議は、新たな学長を選考するだけではなく、その結果についても責任を負うべきである。そのため、自らが選考した学長が期待した業績を挙げているかどうかについて、選考後においても、監事等とも連携しながら、定期的に確認を行っていくことが求められる。確認を行う時期については、各大学の実情に応じて、学長選考会議において適切に判断されるものである。なお、学長自身が学長選考会議の構成員となっている場合は、その運用に特に留意が必要である。
		◆学長の解任に係る申出に関する規則等について、整備されているか。	※国立大学法人法第17条及び第26条に基づき、文部科学大臣が行う学長の解任は、学長選考会議の申出により行うものとされている。
		◆学外委員について、会議への出席の確保、積極的な情報提供等に努め、議事に積極的に参加することができるような運営が確保されているか。学長選考会議の構成員については、審査の公正性等の観点にも配慮しつつ、多様なステークホルダーが参画するものとなっているか。	※学長選考会議が主体的に選考を行うためにも、学外委員が十分な情報を有した上で学長選考に携わることが必要である。

今後の内部規則等の総点検・見直しの進め方について

(平成26年)

8月29日

①改正法の施行通知発出、②チェックリストを参考にした総点検・見直しを依頼

9月～

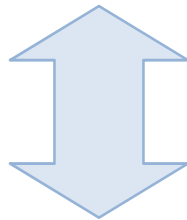
○大学に対する周知・説明、相談

・全ての大学を対象にした説明会の開催(9月2日、於：文部科学省)

・文部科学省における個別相談(随時)

・学長・執行部、監事等を対象とした研修会等での説明

・各大学団体における情報交換等



12月8日

○総点検・見直しの進捗状況調査

・各大学による内部規則等の総点検・見直しの進捗状況について調査を実施し、中間状況を把握。

※一定の事項について学則を変更した場合は、文部科学省に届出
(学校教育法施行規則第4条)

(平成27年)

4月1日

改正法の施行日

4月末

○総点検・見直しの結果調査

・各大学による内部規則等の総点検・見直しの結果について調査を実施し、全体状況を把握。
・監事の所見を添付することも依頼。

各大学において、内部規則・運用等の
総点検・見直しを実施

<Memo>

VIII 国際連携学科の設置に係る 大学設置基準等の改正について

1. 概 要

グローバル化の進展を背景に、高等教育においても、国境を越えた学生の流動性が年々拡大している。これに対応するため、各大学においては、留学の促進のための取組や海外の大学との連携による国際的な教育プログラムの開発等の取組が進められている。

こうした大学のグローバル化のための取組を支援するとともに、日本人学生が海外の大学等（大学院，短期大学，専門職大学院（法科大学院を除く。）を含む。以下同じ。）で学修したり外国人学生を我が国の大学等が受け入れたりするための機会を拡大するため、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）等を改正し、我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して編成する教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）や、当該教育課程を編成する学科等の新設に際しての専任教員数等について特例を設けるものとする。

また、上記の特例を設けるに当たって、我が国の大学等が国際連携教育課程等を設置するための要件や、国際連携教育課程等の編成・実施に当たって、我が国の大学等と外国の大学等が協議しなければならない事項を定める等のための告示を定めるものとする。

2. 改正の内容

（1）省令

次の各点について、大学設置基準，大学院設置基準（昭和 39 年文部省令第 28 号），短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）及び専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）をそれぞれ改正する。

- ① 我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科又は専攻（以下「国際連携学科等」という。）を設けることができることとすること。ただし、学部等に国際連携学科等のみを設けることはできないこととすること。

（※）大学にあつては学部の下に学科を，大学院にあつては研究科の下に専攻を，短期大学にあつては短期大学の下に学科を，専門職大学院にあつては研究科の下に専攻を，それぞれ設けることができることとする。

- ② 国際連携学科等の定員は、当該学科等を設ける大学の学部等（大学院及び専門職大学院の研究科並びに短期大学を含む。以下同じ）の定員の 2 割（1 つの学部等に複数の国際連携学科等を設けるときは、それらの国際連携学科等の定員の合計が当該学部等の定員の 2 割）を超えない範囲で定めるものとする。

- ③ 国際連携学科等を設ける我が国の大学等は、連携する外国の大学等（以下「連携外国大学等」という。）と文部科学大臣が別に定める事項について協議を行った上で、連携外国大学等が開設する授業科目を我が国の大学等の教育課程の一部とみなし、国際連携教育課程を編成するものとする。

（※）大学にあつては外国の大学と，大学院及び専門職大学院にあつては外国の大学院又は専門職大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と，短期大学

にあつては外国の短期大学と、それぞれ国際連携教育課程を編成することができることとする。

- ④ 国際連携学科等を設ける我が国の大学等は、連携外国大学等と共同して授業科目を開設することができるものとする。また、当該授業科目（以下「共同開設科目」という。）の履修により修得した単位は、⑥に掲げる範囲で、我が国の大学等又は連携外国大学等のいずれかで修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学等において修得した単位数が、⑥に掲げる連携外国大学等における最低修得単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学等において修得した単位とすることはできないこと。
- ⑤ 国際連携学科等を設ける我が国の大学等は、学生が連携外国大学等において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、我が国の大学等の国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。
- ⑥ 国際連携学科等に係る卒業等の要件は、次のとおりとする。

		卒業等要件 単位数	最低修得単位数		共同開設科目 (上限単位数)
			我が国の大学	各連携外国大学	
大学	一般	124 単位以上	62 単位	31 単位	30 単位
	医学・歯学	188 単位以上	94 単位	32 単位	30 単位
	薬学(臨床に係る実践的能力を培うことを主たる目的とするもの)	186 単位以上	93 単位	31 単位	30 単位
	獣医学	182 単位以上	91 単位	31 単位	30 単位
短期大学	修業年限 2 年	62 単位以上	31 単位	10 単位	15 単位
	修業年限 3 年	93 単位以上	47 単位	20 単位	23 単位
	修業年限 3 年夜間	62 単位以上	31 単位	10 単位	15 単位
大学院	一般	30 単位以上	15 単位	10 単位	5 単位
専門職大学院	一般	30 単位以上	15 単位	10 単位	7 単位
	教職大学院	45 単位以上	23 単位	7 単位	45 単位以上の 単位数の 1/4

- ⑦ 国際連携学科等が置かれる学部等の専任教員の数は、学部等の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、1つの国際連携学科等ごとに1人の専任教員を加えた数を合計した数以上とすること。また、国際連携専攻が置かれる研究科における国際連携専攻の研究指導教員等は、当該専攻が置かれる研究科の他の専攻の教員の兼任を認めることとする。 (専門職大学院については告示で定める。)
- ⑧ 国際連携学科等を設ける我が国の大学等は、国際連携学科等に係る施設及び設備について、当該学科等が置かれる学部等の施設及び設備を利用することができるものとし、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこと等とする。
- ⑨ 医学、歯学、薬学（臨床に係る実践的能力を培うことを主たる目的とするものに限る。）及び獣医学を履修する学士の課程については、当分の間、国際連携学

科を設けることはできないこととすること。

⑩ その他所要の改正を行うこと。

(2) 告示

① 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）の一部を改正し、国際連携専攻が置かれる専門職大学院の専任教員の数は、当該専門職大学院に置くものとされる専任教員の数に、1 つの国際連携専攻ごとに 1 人の専任教員を加えた数を合計した数以上とすること。

② 我が国の大学等が国際連携学科等を設ける場合の要件を次のとおり定めること。

ア 連携外国大学等が、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。

イ 連携外国大学等が置かれる外国において、他国の大学等と連携して教育課程を編成する大学が連名で学位を授与することが認められていること。

③ 国際連携学科等を設ける大学等が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項を次のとおり定めること。

ア 教育課程の編成に関する事項

イ 教育組織の編成に関する事項

ウ 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項

エ 学生の在籍の管理及び安全に関する事項

オ 学生の奨学及び厚生補導に関する事項

カ 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

④ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成 15 年文部科学省告示第 39 号）の一部を改正し、大学等が国際連携学科等を設置等するに当たっては、当分の間、当該学科等の学位について、学位の種類の変更又は学位の分野の変更を伴う場合と同様に設置認可の対象とすること。

3. 施行期日

公布の日

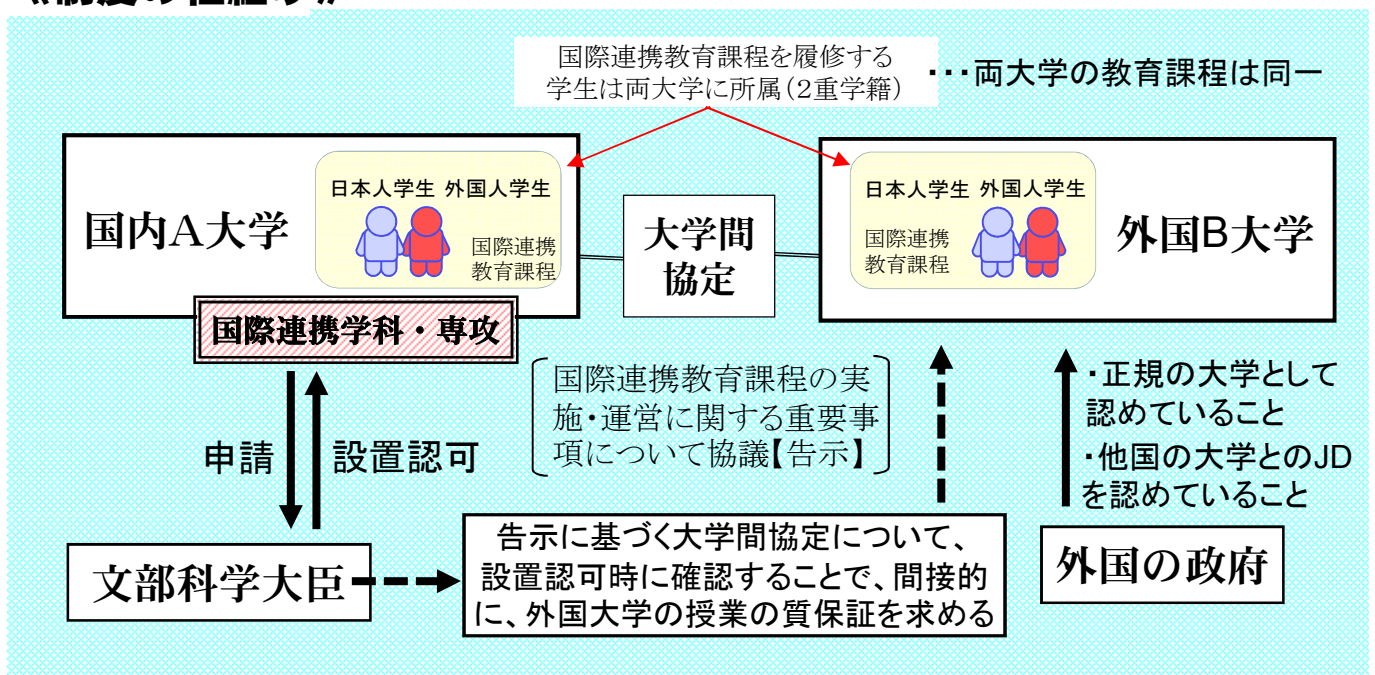
国際連携教育課程制度について

《制度の概要》

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せることとする。（＊我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるものとして整理する。）
- 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、学部の場合、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなすことができる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の定員は、母体となる組織の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その定員の規模にかかわらず1名ずつの専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備についても母体となる学部等のものを利用することができる仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

<Memo>

IX 国際連携学科等の設置に係る 手続について

国際連携学科等の設置の認可申請について

—大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令案の概要—

1. 改正の背景

各大学、大学院、短期大学及び専門職大学院（以下「大学等」という。）において、留学促進のための取組や海外の大学等との連携による国際的な教育プログラムの開発等の取組が進められていることに鑑み、こうした大学等のグローバル化のための取組を支援するとともに、日本人学生が海外の大学等で学修したり外国人学生を我が国の大学等が受け入れたりする機会を拡大するため、平成 26 年 11 月 14 日に大学設置基準等の一部を改正する省令（平成 26 年文部科学省令第 34 号）を公布・同日施行し、我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して編成する教育課程や、当該教育課程を編成する学科等（以下「国際連携学科等」という。）の新設に際しての専任教員数等について特例を設けたところ。これに伴い、国際連携学科等の設置に係る認可の申請に必要な手続きを定めるため、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成 18 年 3 月 31 日文部科学省令第 12 号）を改正するものである。

2. 改正の内容

（1）認可申請の時期（別紙 1 参照）

国際連携学科等の設置は外国の大学との連携となるため、その学事暦の違いや設置認可後の準備等に柔軟に対応できるよう、下記の期間のいずれかに申請するものとすることを規定。【第 3 条第 4 項】

- ① 開設前々年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日
- ② 開設前年度の 8 月 1 日から 8 月 31 日
- ③ 開設前年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日
- ④ 開設年度の 8 月 1 日から 8 月 31 日

（2）認可申請の様式（別紙 2 参照）

既存の認可申請の様式に加え、国際連携学科等に係る以下の申請の様式を整備。

- ① 教育課程等の概要（国際連携学科等）【別記様式 2（その 2 の 3）】
- ② 授業科目の概要（国際連携学科等）【別記様式 2（その 3 の 3）】

（3）認可又は不認可の決定時期

国際連携学科等の設置の認可申請があった場合、遅くとも、申請のあった翌月から起算して 6 月以内に認可するかどうかの決定することを規定。【第 10 条第 2 項】

3. 施行期日

平成 27 年 3 月 1 日

4. 必要書類及び必要部数（予定）

番号	書 類 名	正 本	抜 刷
1	認可申請書又は届出書（別記様式第1号の1，別記様式第1号の2）	○	
2	目次	○	○
3	基本計画書（別記様式第2号（その1の1））	○	○
4	教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の3））	○	○
5	国際連携学科等と同一分野の学位を授与する学科等の教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1））	○	○
6	授業科目の概要（別記様式第2号（その3の3））	○	○
7	シラバス（授業計画）	△	△
8	2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況（別記様式第2号・別添3）	△	△
9	2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況（別記様式第2号・別添4）	△	△
10	校地校舎等の図面	○	○
11	学則	○	○
12	教授会規程	○	○
13	当該申請についての意思の決定を証する書類（「協定書を説明する資料」を含む）	○	●
14	設置の趣旨等を記載した書類	○	○
15	学生の確保の見通し等を記載した書類	○	○
16	教育委員会等との調整内容を確認する書類	△	△
17	教員名簿〔学長の氏名等〕（別記様式第3号（その1））	○	○
18	教員名簿〔教員の氏名等〕（別記様式第3号（その2の1））	○	○
19	専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3））	○	○
20	実務家教員一覧（別記様式第3号・別添）	△	△
21	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類	△	△
22	教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類	△	△
必要部数 正本：1部 抜刷：35部			
□別途提出を要する書類			
23	入学定員超過の状況		
24	「基本計画書」の写し		
25	「教育課程等の概要」の写し		
必要部数 各1部			
26	「学生の確保の見通し等を記載した書類」の写し		
27	「協定書を説明する資料」等の写し 「基本計画書」の写し 「教育課程等の概要」の写し 「国際連携学科等と同一分野の学位を授与する学科等の教育課程等の概要」の写し 「授業科目の概要」の写し 「協定書を説明する資料」の写し		
必要部数 各15部			

※「○」＝提出が必要、「△」＝条件により一部又は全部の提出が必要、「●」＝協定書を説明する資料の提出が必要、空欄＝提出不要

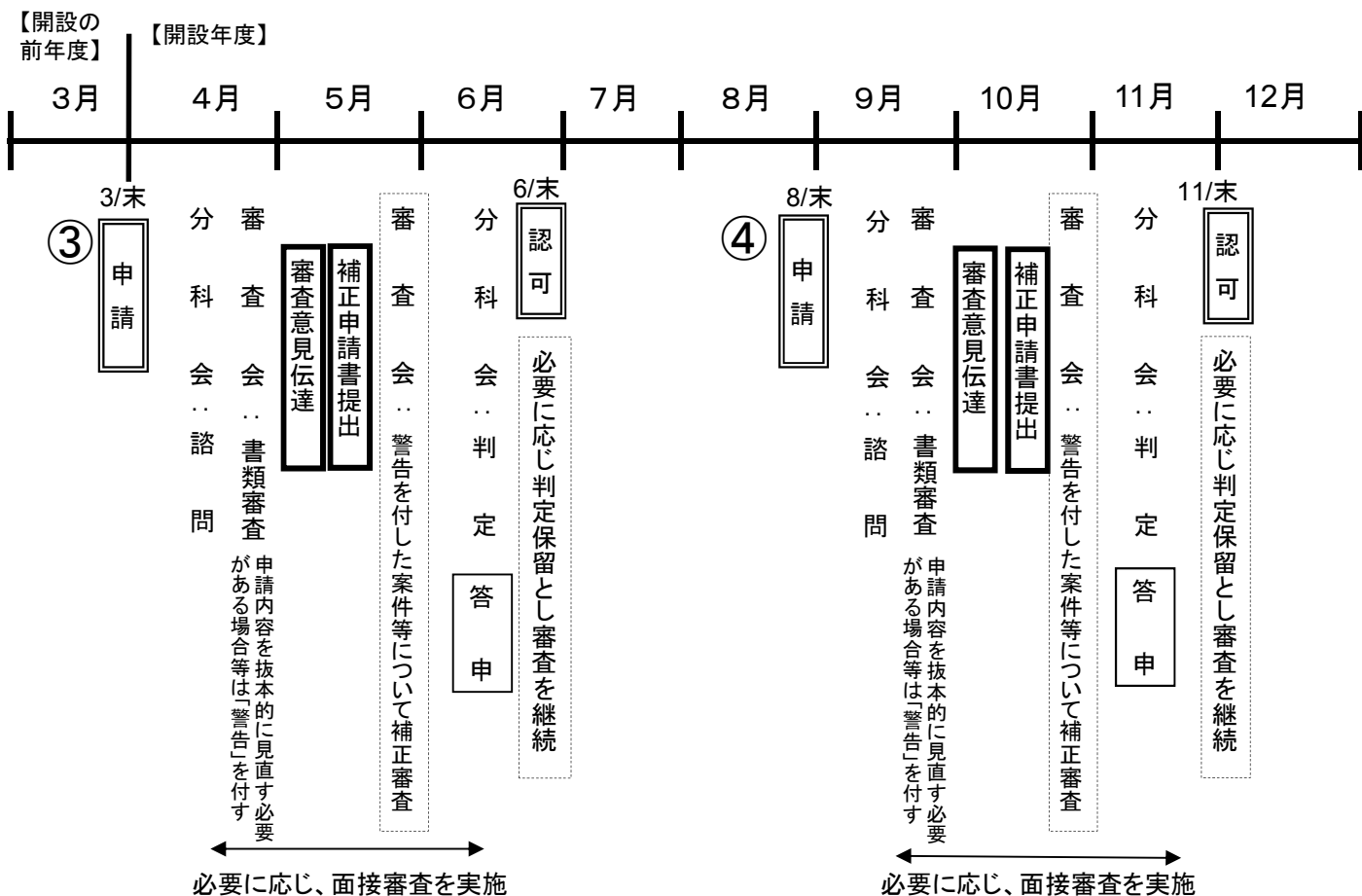
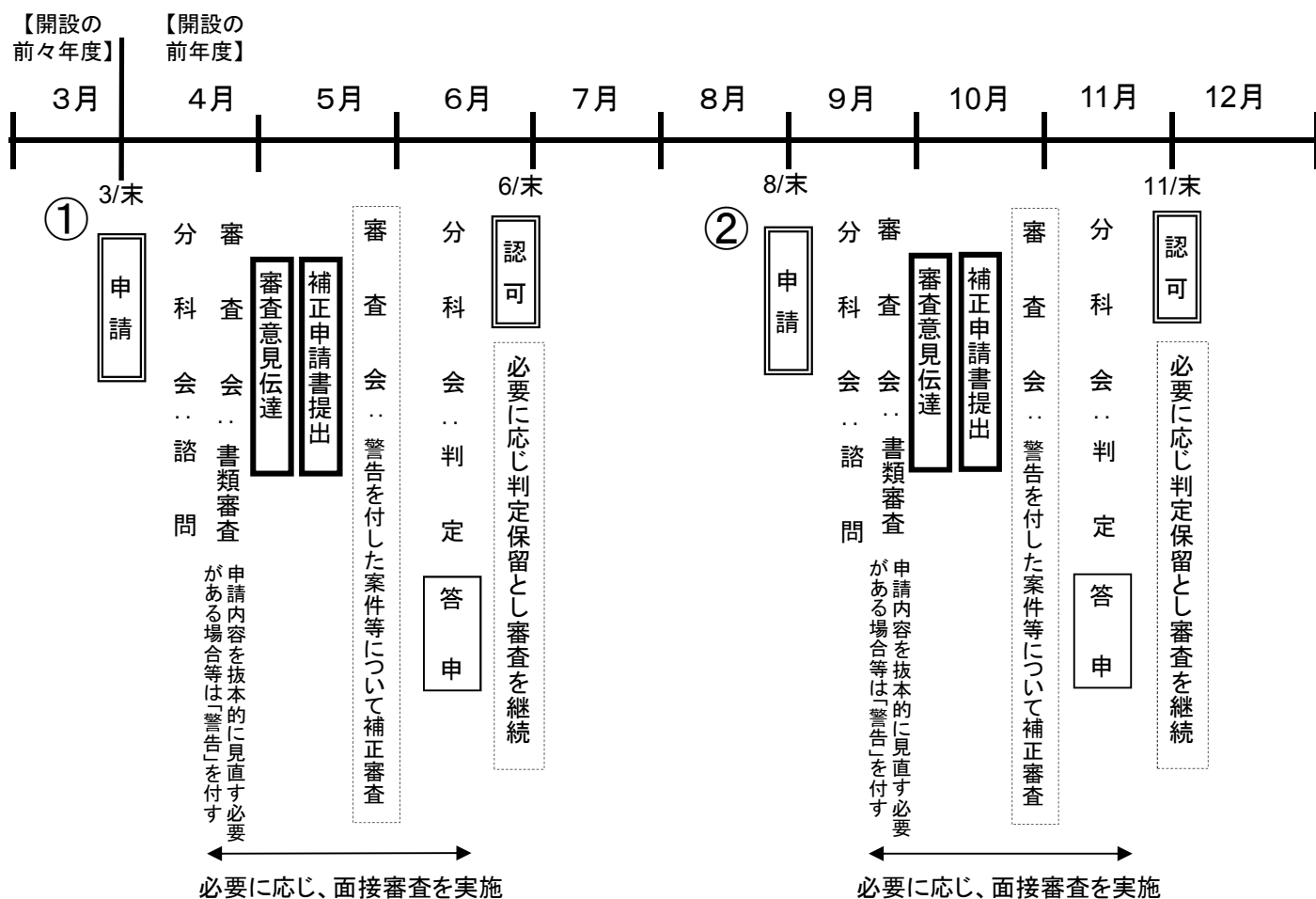
5. 認可申請受付時期（予定）

開設時期	受付期間
平成27年度開設	6月末認可：平成27年3月16日～23日（月） 11月末認可：平成27年8月中
平成28年度開設	6月末認可：平成27年3月16日～23日（月） 11月末認可：平成27年8月中

大学設置分科会における一般的な審査スケジュール

別紙1

— 国際連携学科等の設置の場合 —



国際連携学科等の認可申請に係る 申請書様式及び必要添付書類(案)

国際連携学科設置に係る提出書類(例)

手続規則(省令) に定める様式(改 正するものを含む)	申請大学からの提出資料	提出資料の内容
○	申請書	・設置者からの当該申請に係る公文書。
—	目次	—
○	基本計画書	・当該申請に係る基本計画(申請区分、大学名称、大学本部の位置、大学の目的、新設学科の名称等)を記載。
○	教育課程等の概要	・当該申請に係る国際連携学科の教育課程(授業科目名称、単位数、授業形態、専任教員等の配置等)を記載。
○	授業科目の概要	・当該申請に係る国際連携学科において開設する全ての授業科目の内容を記載。
—	授業計画(シラバス)	・当該申請に係る国際連携学科において開設する授業科目の授業計画(シラバス)を添付。【共同開設科目は全て】
—	校地校舎の図面	・当該申請に係る国際連携学科において使用する校地校舎全ての図面を添付。【連携外国大学は使用する校舎のみ】
—	学則	・学則案の全文を添付。 ・学則案のほか、その変更事項を記載した書類(変更の自由及び変更点を簡潔にまとめたもの及び変更部分の新旧対照表)を添付。 【日本の大学分のみ】
—	教授会規程	・教授会に関する規定を添付。 【日本の大学分のみ】
— (「協定書を説明する資料」様式例)	意思決定書	・当該申請に係る最終決定時の決議録又は議事録等を添付。 【日本の大学分のみ】 ・協定書(原本及び和訳)を添付 ・協定書を説明する資料を添付
—	設置の趣旨等を記載した書類	・設置の趣旨及び必要性、学部・学科の特色、学部・学科等の名称及び学位の名称について記載。
—	学生確保の見通し	・学生の確保の見通し、学生確保に向けた具体的な取組状況、人材需要の動向等社会的の養成等について記載。
○	名簿(学長)	・学長の氏名等について記載。 【日本の大学分のみ】
○	名簿(教員)	・当該申請に係る国際連携学科において授業を担当する全ての教員予定者の氏名等について記載。
○	専任教員の年齢構成・学位保有状況	・完成年度の3月31日時点(4月開設の場合)の専任教員の年齢構成、学位保有状況について記載。【日本の大学分のみ】
—	入学定員超過の状況	・申請者が既に設置している全ての大学、短期大学及び高等専門学校 の各年度(修業年限が4年の場合は開設前年度から過去4年間)の入学定員及び入学者数、入学定員超過率を記載。【日本大学のみ】
—	連携外国大学の概要	・連携外国大学の概要が分かるパンフレット等を添付。

〇〇大学設置認可申請書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者の職名及び氏名

印

このたび、〇〇大学を設置したいので、学校教育法第 4 条第 1 項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「〇〇大学設置」及び「〇〇大学を設置」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 設置者の変更の認可を受けようとする場合には、「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に関係する地方公共団体又は学校法人の連署とすること。
- 3 「申請者の職名及び氏名」の欄の「印」は、本人の署名（法人にあっては、代表者の署名）をもって代えることができること。
- 4 「学校教育法第 4 条第 1 項」の部分については、申請の内容に応じ、「学校教育法第 4 条第 1 項及び学校教育法施行令第 2 3 条」とすること。

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分									
フリガナ設置者									
フリガナ大学の名称									
大学本部の位置									
大学の目的									
新設学部等の目的									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	計	年	人	年次人	人		年 月 第 年次		
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等
				教授	准教授	講師	助教	計	
	新設分		人	人	人	人	人	人	人
			()	()	()	()	()	()	()
		計	()	()	()	()	()	()	()
	既設分		()	()	()	()	()	()	()
			()	()	()	()	()	()	()
		計	()	()	()	()	()	()	()
	合計			()	()	()	()	()	()
	教員以外の職員の概要	職種			専任		兼任		計
事務職員			人		人		人		
			()		()		()		
技術職員			()		()		()		
図書館専門職員			()		()		()		
その他の職員			()		()		()		
計			()		()		()		

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地		m ²	m ²	m ²	m ²					
	運 動 場 用 地		m ²	m ²	m ²	m ²					
	小 計		m ²	m ²	m ²	m ²					
	そ の 他		m ²	m ²	m ²	m ²					
	合 計		m ²	m ²	m ²	m ²					
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
			m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)					
教室等	講義室		演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室		室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称			室 数					
						室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点				
		() ()	() ()	() ()	()	()	()				
		() ()	() ()	() ()	()	()	()				
	計	() ()	() ()	() ()	()	()	()				
図書館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数					
		m ²									
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要							
		m ²									
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		教員1人当り研究費等									
		共同研究費等									
		図書購入費									
		設備購入費									
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
学生納付金以外の維持方法の概要											
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称										
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
			年	人	年次 人	人		倍			
附属施設の概要											

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

教育課程等の概要（国際連携学科等）																				
(〇〇学部 国際連携〇〇学科)																				
科目 区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年次	開設大学	単位数			授業形態			教員等の配置						備考			
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	申請大学			連携外国大学						
											教授	准教授	講師	助教	助手	小計		教授に相当する教員	准教授に相当する教員	講師に相当する教員
〇〇科目																				
△△科目			－																	
□□科目																				
〇〇科目																				
△△科目			－																	
小計（科目）																				
小計（科目）			－																	
小計（科目）																				
小計（科目）			－																	
合計（科目）			－																	
学位又は称号		学位又は学科の分野																		
卒業要件		開設大学等			開設単位数（必修）			授業期間等							期					
								1 学年の学期区分							週					
								1 学期の授業期間							分					
								1 時間の授業時間												

(注)

- 1 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その2の1）に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位の修得した場合に、単位を修得したと大学の書類に含めること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校に係る学則の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要がある。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

別記様式第2号（その3の3）

（用紙 日本工業規格A4縦型）

授 業 科 目 の 概 要 （ 国 際 連 携 学 科 等 ）					
（〇〇学部 国際連携〇〇学科）					
科目 区分		開設大学	授業科目の名称	講義等の内容	備考

（注）

- 1 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その3の1）に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携教育学科等を設置する大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
- 2 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 3 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

国際連携学科等の場合は、

1. 我が国の大学の専任教員については、全ての項目を記載する
2. 連携外国大学については、我が国の大学とは別葉にして作成し、授業担当教員の「職位」「氏名」「保有学位等」「担当授業科目の名称」「配当年次」「現職」についてのみ記載する。「専任等区分」について「外国」とし、調書番号は1から始めること。

(手引きに記載)

- 1 教員の数に並び、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校¹の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員の記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	国際連携学科等の場合は、我が国の大学の専任教員についてのみの状況を記載する(手引きに記載)
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人						人	人	
	短 期 学 大士	人						人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、専任教員についてのみに、作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

協定書を説明する資料(様式)

説明項目	申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所 【条、頁等】	参考資料
1. 教育課程の編成に関する事項	申請大学が単独で行うものについて、その内容を簡潔に記載する。	共同で行うものについて、その内容を簡潔に記載する。	連携外国大学が単独で行うものについて、その内容を簡潔に記載する。		協定書以外で左記で説明した内容の根拠となる資料があれば、資料名を記述の上、当該資料を添付する。
○養成すべき人材像	—				
○教育課程の編成	●●●、●●●			協定書第●条	別紙2◎◎に関する資料
○教育研究の内容・方法、研究指導の方法		●●●、●●●			
○共同開設科目(教育内容、教育方法、使用教材、成績評価方法、実施に要する経費負担等)					
2. 教育組織の編成に関する事項					
○教職員の配置			●●●、●●●		
○受入可能学生数					
3. 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項					
○入学者の募集及び選抜の方法					
○学位の審査(審査基準及び審査体制等)					
○学位授与(手続き、使用言及び学内規則の整備等)					
4. 学生の在籍の管理及び安全に関する事項					
○学生の身分(学籍管理の取り扱い)					
○国際連携教育課程の終了時の手続き(在学中の学生に対する経過措置等)					
○学生納付金等の取扱い及び経費の配分					
5. 学生の奨学及び厚生補導に関する事項					
○学生に対する奨学の措置及び厚生補導					
6. 教育研究活動等の状況の評価に関する事項					
○教育研究活動の評価及び年次報告書の作成・公表					
その他					
○協定書内で使用する用語の定義					
○国際連携教育課程の実施に係る責任の所在					
○知的財産権の扱い					
○定期的な協議の場の設置					
○その他国際連携教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針					

※協定書の複製に原本証明をして提出すること。また、協定書の和訳も参考資料として併せて添付すること。

※「連携外国大学」の欄について、複数の連携外国大学と協定書を締結する場合は、適宜、記載欄を増やして対応すること。

<Memo>

学校法人の寄附行為（変更）認可申請 にあたっての留意点等

平成27年1月14日
高等教育局私学部私学行政課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要	1
2. 平成28年度以降の開設案件からの審査について	8
3. 学校法人分科会による審査の概要	9
4. 申請書類作成上の留意点等	14
5. その他	15
参考資料	21

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要

（1）審査基準のポイント

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし、一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

【標準設置経費】

◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。

◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

※施設については約7.7%、設備については約0.4%の増額改定。

【標準経常経費】

◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

※「標準経常経費」については改定なし。

→H26.9.30付(26文科高第515号)において通知済み。

③ 設置経費、経常経費の財源

◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。

◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。

◇経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率、負債償還率

【負債率】

◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

◇学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと等

※ 学校法人会計基準の改正に伴う科目名称の変更がありうる。

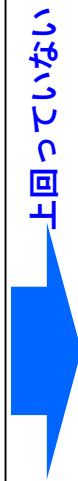


(2) 設置経費の財源の考え方

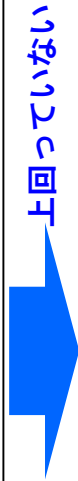
- ◇設置経費の財源は，申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇保有形態は，現金預金のほか国債等の有価証券で一定の要件を満たすものでも可。

貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート（基本的な考え方）

① 【現金預金－（流動負債＋第4号基本金）】が設置経費を上回っているか。



② 前受金以外の流動負債に対応した資産を有する場合，それらを除いた上で上記①が設置経費を上回っているか。



③ 設置経費の支払時期までに現金化出来る有価証券（注1）がある場合，それを財源に加えた上で上記①が設置経費を上回っているか。



財源を，負債性のない自己資金等で保有している。

財源の説明がつかない。
計画の見直しが必要。
(注2)

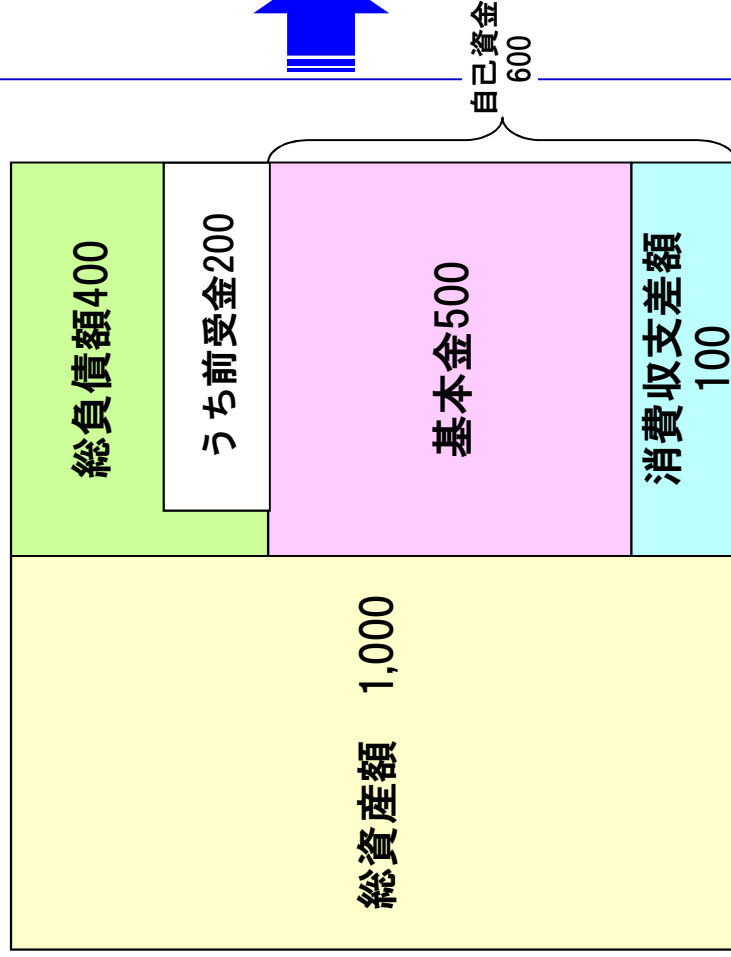
- (注1) 審査基準第一の一の(十)の才（財源の保有形態）に留意が必要。
(注2) 第4号基本金に対応した資産や設置財源に充当できる特定資産を保有している場合は，個別にご相談いただきたい。



(3) 負債率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債率」は、「総資産額」に占める「前受金を除く総負債額」の割合。
- ◇ この「負債率」は、日本私立学校振興・共済事業団が毎年度作成している「今日の私学財政」に掲載されている「総負債比率」や「負債比率」とは算出方法が異なるので留意が必要。

1. 貸借対照表の状況



2. 負債率等の算出方法

① 負債率（審査基準）

総資産額に占める前受金を除く総負債額の割合

$$(\text{総負債額} 400 - \text{前受金} 200) \div \text{総資産額} 1,000 \times 100 = 20\%$$

② 総負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

総資産額に占める総負債額の割合

$$\text{総負債額} 400 \div \text{総資産額} 1,000 \times 100 = 40\%$$

③ 負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

自己資金(基本金+消費収支差額)に占める総負債額の割合

$$\text{総負債額} 400 \div \text{自己資金} 600(\text{※}) \times 100 = 66.7\%$$

$$\text{※ 自己資金} = \text{基本金} + \text{消費収支差額}$$

(4) 負債償還率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債償還率」は、「帰属収入」に占める「負債償還額（元本＋利息）」の割合。
- ◇ 「負債償還率」を算出する際、「短期借入金」を除外することが可能であるが、この「短期借入金」は、「学校法人会計基準」における「短期借入金」とは取り扱いが異なるので、留意が必要。

① 算出方法

$$(\text{借入金等返済支出} + \text{借入金等利息支出}) \div \text{帰属収入} \times 100 \leq 20\%$$

- ・ 短期借入金（借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る）は除外することが可能。
- ・ 借入金を繰上償還した場合は、当該償還額は除外することが可能。

② 短期借入金の取扱い

- ア 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」上の取扱い
借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る（借入時期と償還期限が同一年度内）
- イ 「学校法人会計基準」上の取扱い
償還期限が貸借対照表日後1年以内に到来するもの（借入時期と償還期限が年度をまたぐ）



(5) 管理運営体制等

① 管理運営体制

大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整備されていることが必要

ア 理事長の資質

- ・業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験

イ 理事体制の整備

- ・理事相互間の情報及び意見交換の機会の十分な確保

ウ 他の学校法人の役員との兼職の制限、役員の構成（教学側の意向が適切に反映される構成）

エ 監事の支援体制の整備

- ・業務や財務に係る情報提供、内部監査部門等との情報共有、監事業務をサポートする人員の配置

エ 管理運営上必要な諸規程の整備（以下参照）

オ （偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請する場合、再発防止のための必要な措置 など

＜学校法人の管理運営上必要な諸規程の例＞

【組織・総務関係】

組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（接受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程

【人事・給与関係】

就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程（支給する場合）、教職員給与規程、役員退職金支給規程（支給する場合）、教職員退職金支給規程、旅費規程

【財務関係】

会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程 など



② 管理運営状況、事務処理状況

学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないことが必要。この場合、以下の事項に留意。

- ア 法令に基づく登記、届出、報告等の適正な実施
- イ 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還、その徴収する掛金、公租公課の支払状況
- エ インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

<管理運営体制、管理運営状況、事務処理体制についての留意点（主な指摘例）>

- 役員、評議員の構成が特定の親族や高齢に偏向
- 監事の職務執行状況や監事を機能させるための支援体制・取組が不十分
- 役員が法人の運営状況を把握するための体制が不十分（理事長の出勤状況、理事・監事の理事会等への出席状況、理事会の開催頻度、理事会・評議員会の遠隔地での開催など）
- 役員、評議員の選任方法が不適切（遡及した選任、理事会等の承認を経ずに選任など）
- 理事会、評議員会の運営が不適切（開催順序の誤り、書面による持ち回り、理事会、評議員会の同時開催、白紙委任など）
- 学校法人と理事長個人が利益相反行為にあたる契約を締結
- 資金管理が不適切（関連法人への不適切な担保提供、書面による確認のないままの債務保証など）
- 財務関係書類等の備え付けが遅延、作成すべき書類が未作成
- 法令に基づく登記の不備（代表権の登記、資産総額変更登記など）
- 財務関係書類の利害関係人への閲覧（閲覧対象書類、閲覧の対象者）が不十分
- 財務状況の一般公開（ホームページへの掲載）が未実施又は不十分
- 休校中の学校等や休止中の収益事業について、今後の取扱いが未定



③ 財務状況等

大学等を設置する学校法人にふさわしい財務状況等が確保されていることが必要。
この場合、以下の事項に留意。

- ア 収支バランス、ストックの状況、及び各種財務関係比率の状況
- イ 財政計画の作成状況
- ウ 寄附金、補助金の収納状況

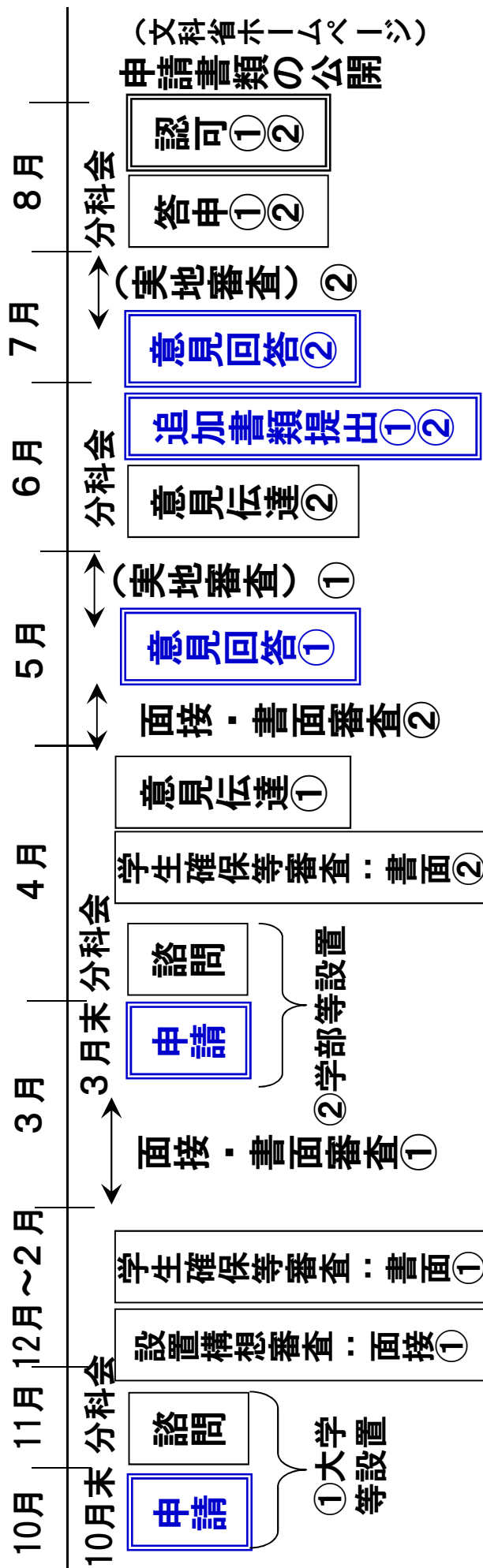
<財務状況等における主な指摘例>

- 帰属収支差額がマイナスの状態で継続
- 消費支出に対する教育研究経費の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い（低下傾向にある）
- 学生生徒等納付金に対する経常経費支出の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い
- 負債率や負債償還率が高い
- 収支の均衡を前提とした中長期的な財政計画の策定・実施等、財政基盤の安定確保
- 既設校の定員未充足の改善
- 補助金の確実な収納
- 設置経費の財源として適当と認められる寄附金であることの説明



2. 平成28年度以降の開設案件からの審査について

(1) 審査スケジュール



より充実した審査を行うために審査期間を延長するとともに，認可後に余裕をもって学生募集が行えるよう，認可時期の早期化を実施。

【大学等新設案件】

申請期限
認可時期
審査期間

開設前々年度の3月末
開設前年度の10月末
約7ヶ月

同10月末 (※5ヶ月前倒し)
同8月末 (※2ヶ月前倒し)
約10ヶ月 (※3ヶ月延長)

【学部等新設案件】

申請期限
認可時期
審査期間

開設前年度の5月末
開設前年度の10月末
約5ヶ月

開設前々年度の3月末 (※2ヶ月前倒し)
同8月末 (※2ヶ月前倒し)
約5ヶ月 (※変更なし)



3. 学校法人分科会による審査の概要

(1) 審査体制

① 設置構想審査（大学新設のみ）の実施

- ◇ 審査の最初の段階で、理事長（予定者）及び学長予定者を直接面接し、設置の理念など設置構想の根幹的な事項について審査。
- ◇ 地元自治体から大学への期待や連携への意識等を確認。

② 学生確保等に関する審査の実施

- ◇ 経営基盤の安定確保のための最重要課題である、学生確保の観点から審査を実施し、学校法人の健全な経営の確保に必要な指導、助言を行うことを目的。
 - ※ 審査の観点等は次項参照

③ 大幅な定員未充足が生じた場合の対応方針・方策（いわゆるリスクシナリオ）の確認

- ◇ 必要に応じ、定員充足しない場合の財務計画や教育研究への影響に係る基本方針(認識)について書面により確認。
- ◇ 必要に応じ、具体的な資金計画等を確認。

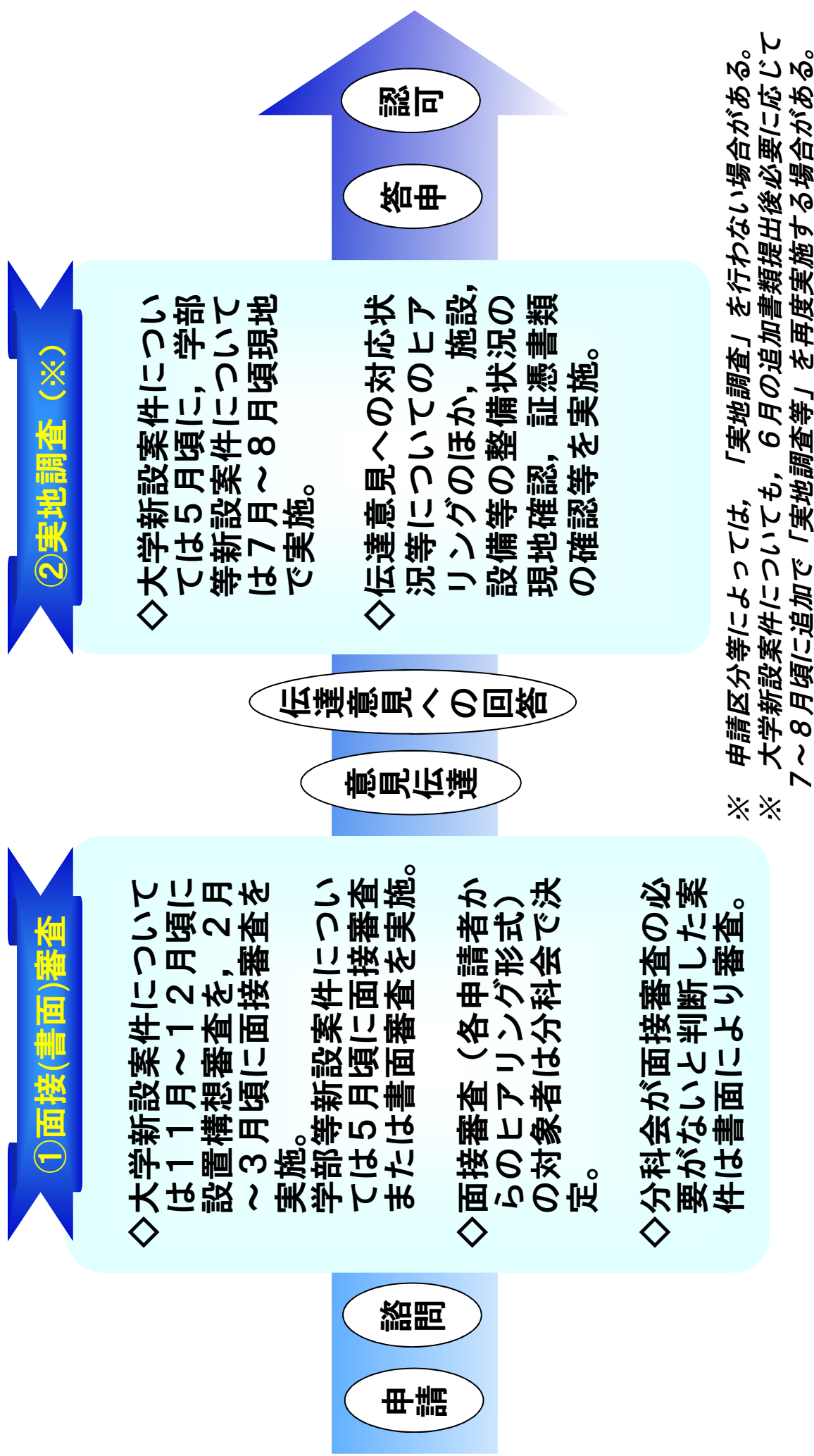


＜学生確保等に関する審査の主な観点＞

- ア 調査結果に客観性が担保されているか。(対応例：回答者の属性を明らかにした第三者の調査、公的機関による調査)
- イ 調査の適切性が担保されているか。
- ・調査時期は適切か。(古くないか)
 - ・調査対象は適切か。(アドミッションポリシーや受入実績との整合)
 - ・アンケート調査の場合、対象者に必要な情報を明示しているか。
- 明示すべき事項例：①学部学科の名称 ②設置の理念、養成する人物像 ③設置場所(アクセス) ④学生納付金⑤競合する大学・学部学科等の名称 等
- ・アンケート調査の場合、設問項目は適切か。(入学の意思を明確に確認できる設問か、単なる意識調査にとどまっていないか)
- ウ 重層的な調査(確認)がなされているか。(対応例：高校生へのアンケート調査、競合校の状況(全国的な状況、近隣の状況)、学校基本調査や志願動向調査に基づく自己分析を実施)
- エ 既設校において定員が確保されているか。(対応例：学部学科の改編、未充足学部等の定員縮小)
- オ 学生納付金の設定は適切か。(対応例：既設学部や近隣の競合校等の状況を把握・分析)
- カ 学生確保に向けた具体的な取組を組織的に行っているか。
- キ 長期的かつ安定的に入学定員を上回る入学希望者がいることの合理的な説明がなされているか。



(2) 審査の方法等



(3) 設置経費の財源の確認

設置経費等の財源は①申請時に、②寄附金、資産売却収入、その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることが必要。

①申請時

<大学新設案件>

- ◇ 開設前々年度の10月末までに財源を保有していることが必要。
- ◇ 開設前々々年度（28年度開設は25年度末）の貸借対照表にて財源を確認。
- ◇ 6月末の追加書類提出時に改めて、それ以降の支払い等に係る自己財源の保有状況を確認。

<学部等新設案件>

- ◇ 開設前々年度の3月末までに財源を保有していることが必要。
- ◇ 開設前々々年度（28年度開設は26年度末）の貸借対照表にて財源を確認。

②負債性の無い自己資金等

- ◇ 借入金により調達した寄附金は設置経費として認められない。この場合、寄附者が行った借入に限らず、その原資が借入れによるものである場合も設置経費として認められない。
- ◇ 設置経費相当額の資産を保有している場合には設置経費等の二分の一を超えない範囲で借入金を充てることが可能。



4. 申請書類作成上の留意点等

近年、準備不足と考えられる申請や、意識の低い申請者の増加などが散見。設置認可等の申請については、以下の審議会長等のコメントを十分理解の上行っていただきたい。

【大学設置・学校法人審議会長コメント（H19.11.27）（抜粋）】

- ◇平成20年度開設予定の申請案件は、総じて準備不足の傾向が顕著。
- ◇大学設置に関する基本的理解を欠いているとの懸念がもたれる内容のものも散見。
- ◇各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対し、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚していただくよう強くお願いしたい。
- ◇積極的に教育情報・財務情報を公開し、社会に対する説明責任を果たすよう期待。

【大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント（H20.2.27）（抜粋）】

- ◇近年、新設早々学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学、校舎の全部借用の結果借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く散見。
- ◇昨今、認可申請書の不実記載などの不正申請、文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事実が続き、極めて遺憾。
- ◇設置認可に際し、「数値基準されクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加。
- ◇我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待。



5. その他

(1) 不認可期間の決定について

寄附行為（変更）認可申請及び学部等の設置に係る届出において、①偽りその他不正の行為があった者からの寄附行為（変更）認可申請は、当該不正行為が判明した日から②相当と認められる期間認可しない。

① 偽りその他不正の行為があった者

過去の認可申請（認可，不認可，取り下げの別は問わない）又は学部等の設置に係る届出における虚偽の記載や不正な働きかけ。以下，典型的な類型

- i) 文部科学省への提出書類の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如
- ii) 面接審査・実地調査時における不正の行為
- iii) その他

※ 認可後に事前協議を経ずに認可された設置計画を変更した場合も含まれることに留意。

② 相当と認められる期間

「重大なもの」（相当と認める期間4～5年）

- ・ 認可処分に重大な違法性があるもの，不正行為が是正されないもの，組織的・意図的に行われている場合

「その他」（相当と認める期間2～3年 ※軽微なものは2年未満）

- ※ 不正行為を行った時点から10年以上が経過している場合，自主的に不正を報告，公表し改善努力を行っているものと認められるもので，学生等の被害が生じていない場合は2年未満とする。



(2) 設置計画等の変更について

申請書類の一部変更や認可後の設置計画変更については、**外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解のうえ、申請書類、設置計画については精緻に作成し提出すること。**

① 申請書類の一部変更手続き等（申請から認可までの間の手続き）

寄附行為（変更）認可申請書類について、申請から認可までの間に外的要因等によりやむを得ず申請書類の内容等の修正が必要となった場合には、申請書類の一部変更手続きが必要。

＜一部変更手続きが必要となる例＞

- 大学設置分科会の意見への対応（施設設備の充実等）により、設置経費が変更となる例
- 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

② 設置計画の変更協議手続き等（認可後、完成年度までの間の手続き）

◇ 認可後、完成年度までの間に、認可時の設置計画が変更となる場合には、構想段階で、あらかじめ私立行政課法人係に相談することが必要。

◇ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、大学設置・学校法人審議会において対応を審議。
（内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。）

＜設置計画の変更協議が可能となる例＞

- 認可時の設置計画を確実に履行したうえで、さらに施設等の充実をはかるもの。
- 新たな学部等の設置認可申請により、設置計画を変更せざるを得ないもの。
- 道路等の付け替え等



(4) 都道府県知事を経由した申請

以下の申請は、都道府県知事を経由して行うことが必要。（私立学校法施行令第2条）

- ① 大臣所轄法人が知事所轄学校を設置する場合の寄附行為変更の認可申請
- ② 知事所轄法人が大学等を設置する場合の寄附行為変更（組織変更）の認可申請
- ③ 合併の当事者が知事所轄法人で、合併後の法人が大臣所轄となる場合の合併認可申請

(5) 申請書類の公開

- ◇ 学生等の消費者保護を図るとともに、より透明な設置認可行政を実現するなどの観点から、平成23年度開設分から、大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可申請書類について、文部科学省のホームページに掲載。（大学等の設置認可申請書類は、平成22年度開設分から掲載。）
- ◇ これにより、申請書類の虚偽記載などの不正を抑制する効果を併せて期待。
- ◇ 学校法人自らホームページへの掲載等により積極的な情報公開を行うことが望ましい。
- ※ 文部科学省ホームページへの掲載書類は、次項のとおり。なお、様式名称・番号等については現行告示における名称等による。



以下の書類について、「個人に関する情報や学校法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」，「大学設置等の認可申請書のうち既に公開している情報」を除き掲載。

- ① 寄附行為（寄附行為変更の場合，新旧対照表を含む）
- ② 設置経費及び經常経費並びにその支払い計画を記載した書類（様式第4号その1）
- ③ 設置経費及び經常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その4）
- ④ 財産目録総括表（様式第6号その2）（小科目及び負債率を除く）
- ⑤ 貸借対照表（学校法人会計基準に規定する小科目及び注記を除く）
- ⑥ 事業計画（様式第7号その1）（施設又は設備の整備計画のうち事業費及び財源を除く）
- ⑦ 資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）（新設校分）
- ⑧ 消費収支予算決算総括表（様式第10号その2）（新設校分）

(6) 寄附行為（変更）認可後の財政状況，施設等整備状況調査（アフターケア）

①調査の趣旨

- ・認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し，併せて学校法人の経営の実態及び施設・設備等の整備の進捗状況を把握。
- ・学校法人の健全な経営の確保のための指導・助言。

②調査対象法人

原則として，設置後完成年次に達するまでの間の学校法人。

③調査方法

- ・書類調査，実地調査のいずれかの方法で原則として毎年度1回実施。
- ・実地調査は，法人新設，大学・短期大学新設等の場合に，設置学部等が完成年次に達する年度に実施。（必要がある場合はその都度実施。）

④調査内容

留意事項の履行状況，施設・設備の整備状況，役員の就任状況，事務組織の整備状況，入学者の状況，資産及び収支の状況 など

⑤調査結果の報告等

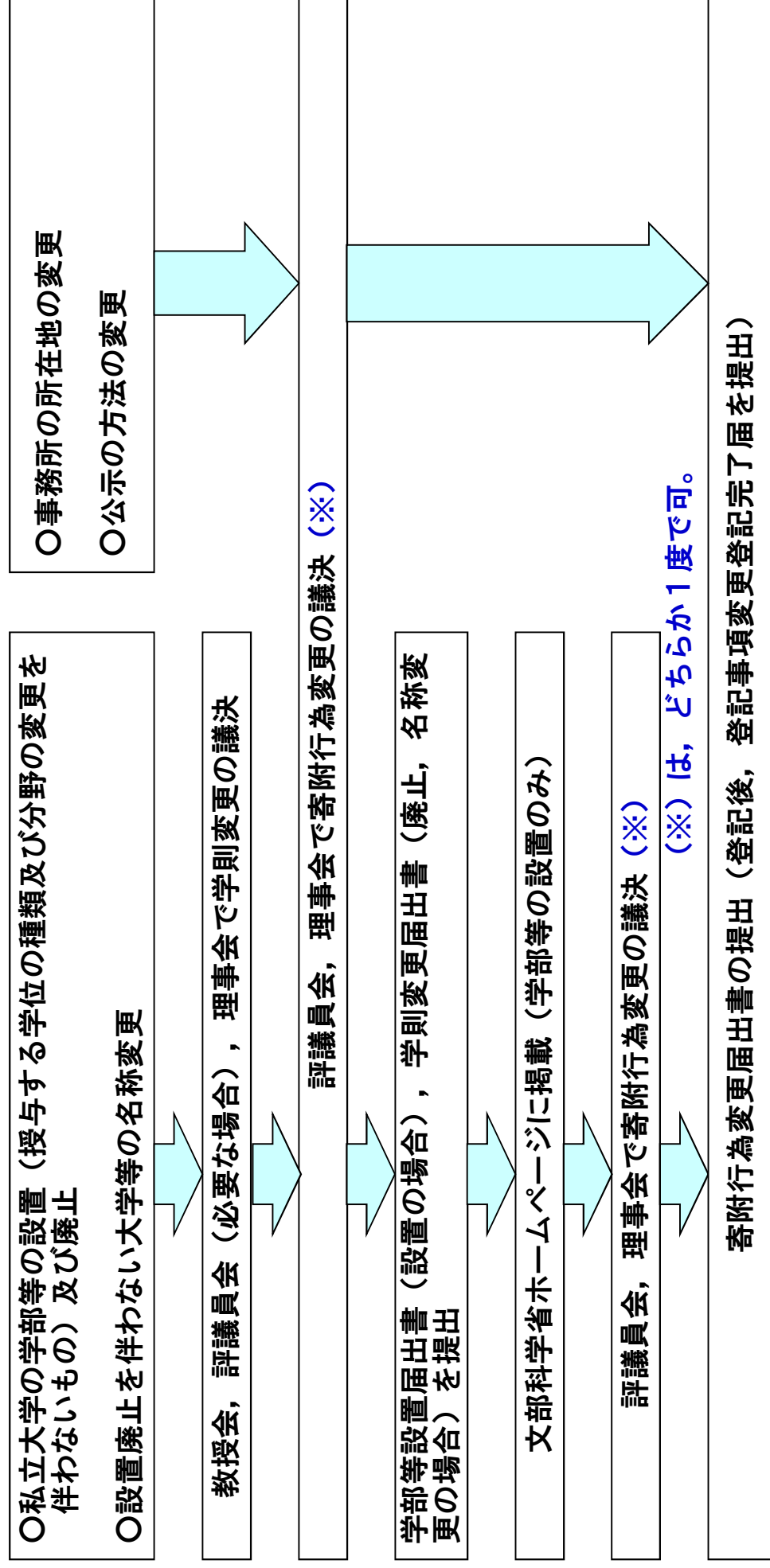
調査の結果，学校法人に対し指導，助言すべき事項がある場合は，学校法人分科会の議を経て，学校法人に通知し，調査結果を公表。

※26年度調査から従来の留意事項・その他意見を ①是正意見，②改善意見，③その他意見の3区分に再編。



(7) 寄附行為変更の届出手続き等

私立大学の学部等の届出設置（授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）等に係る寄附行為変更の届出については、以下の流れを参照。

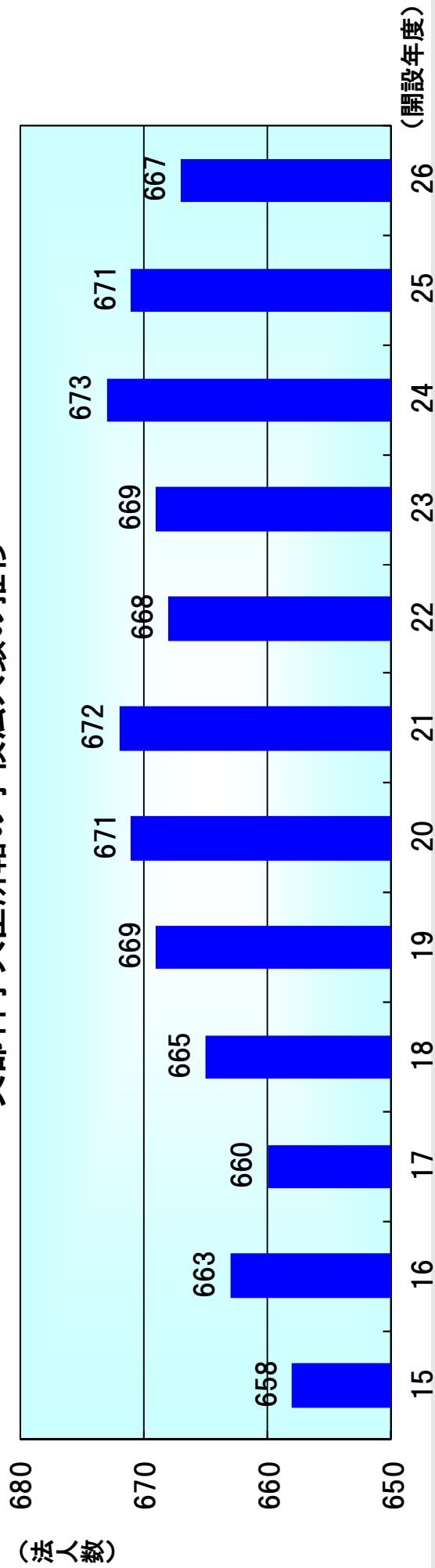


文部科学大臣所轄の学校法人数の推移

文部科学大臣所轄学校法人の設立等認可件数等の推移

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
法人数	658	663	660	665	669	671	672	668	669	673	671	667
増 加												
新設法人による増	2	3	1	3	0	3	1	1	0	3	0	1
知事所轄からの移行による増	0	5	1	4	6	2	7	0	5	5	1	1
減 少												
知事所轄への移行による減	△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	△ 1	△ 2	△ 3	△ 2	△ 3	△ 3	△ 2	△ 2
合併による減	0	△ 1	0	0	0	△ 1	△ 3	0	△ 1	0	0	△ 1
解散による減	0	0	△ 3	0	△ 1	0	△ 1	△ 3	0	△ 1	△ 1	△ 3
増減法人数合計	1	5	△ 3	5	4	2	1	△ 4	1	4	△ 2	△ 4

文部科学大臣所轄の学校法人数の推移



大学等の設置に係る寄附行為（変更）の申請，認可件数の推移

